

## あすなろ生協診療所デイサービス運営規程

### (事業の目的)

第1条 広島医療生活協同組合が開設する地域密着型通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護（以下「通所介護」という）の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 1 事業所の通所介護従業員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 あすなろ生協診療所デイサービス
- ② 所在地 広島市安佐北区口田一丁目10番1号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 5名（常勤専従 1名 常勤兼務 1名 非常勤兼務 3名）  
利用者及び家族等からの相談の対応、医療機関との連絡調整等を行う。
- ③ 看護職員 5名（常勤兼務 2名 非常勤兼務 3名）  
利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- ④ 介護職員 5名（常勤兼務 1名 非常勤専従 1名 非常勤兼務 3名）  
利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 5名（常勤兼務 2名 非常勤兼務 3名）  
機能維持・向上のための訓練を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、サービス提供時間は午前 9 時 15 分から午後 4 時 25 分までとする。

(通所介護の利用定員)

第 6 条 通所介護の利用定員は、18 人とする。

(通所介護の内容)

第 7 条 通所介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 送迎      ② 健康チェック      ③ 食事サービス      ④ 入浴サービス
- ⑤ 生活指導      ⑥ 日常動作訓練      ⑦ レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

尚、食材料費として 1 回 500 円を徴収する。

また、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

上記費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区・安佐南区・東区の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス利用にあたって、次の事項に留意するものとする。

利用者が通所介護の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 通所介護従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 1 回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に対する重要事項)

第 13 条 1 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (ア) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
  - (イ) 継続研修 年 1 回
  - (ウ) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知りえた秘密を保持する。
  - 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第 14 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等のために虐待防止委員会を設置し、以下の事業を行う。

- 1 虐待防止委員会を定期的（年 1 回以上）開催し、必要時臨時開催する
- 2 広島医療生活協同組合において、組織的な対応を行うため、管理者は介護事業部長、担当者は必ずしもデイサービス介護責任者とする
- 3 運営やサービスの自己評価、第三者評価を実施し、利用者、家族等との情報共有を計る
- 4 作業手順を見直し、柔軟な人員配置に努める
- 5 従業員のストレス把握に努め従業員間の悩み相談の体制を充実させる
- 6 情報を共有化しケア方針を複数の従業員で決定する
- 7 目標とする介護理念の従業員間での徹底を図り、常に利用者本位のケアかどうか検証する
- 8 ケアの質の向上に常に努め、最新の技術習得や理解のための学習会に積極的に参加出来るよう配慮する
- 9 家族間の高齢者虐待の理解促進のために学習会を適宜開催する
- 10 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等の関係機関へ報告をする
- 11 事業が円滑に出来るように職員は研修を年 1 回以上おこなう、新規採用時にもおこなう

付則

この規程は、平成 20 年 5 月 20 日より施行する。  
この規程は、平成 21 年 3 月 21 日より施行する。  
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 24 年 3 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。  
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。